

# 一般社団法人群馬大学工業会 定款 (改定2版-2)

2024. 4. 1 制定

2025. 6.28 改正

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人群馬大学工業会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を群馬県桐生市に置く。

(支部)

第3条 本会は、必要の地に支部を置くことができる。支部は、独自に運営し活動する。

2 支部の組織については別に定める。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、群馬大学理工学部及び同大学院理工学府(以下「大学」という。)における教育・研究活動、学生の修学、国際交流等について支援を行い、会員相互の親睦と交流、会員に共通する利益と社会貢献等を図りながら、我が国の科学技術及び学術文化の発展に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、本会は次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦・交流と情報交換の促進
- (2) 会員名簿の整備と維持・管理
- (3) 会報の発行
- (4) 会員の表彰
- (5) 大学の教育・研究活動、行事、学生の修学等に対する支援
- (6) 学生の就職活動支援
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

3 本会は、第1項の目的を達成するため、理事会の議を経て、寄付金の募集、付随的な収益事業を行うことができる。

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、電子公告にて行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第6条 本会は、会議機関として、社員総会、理事会及び執行役員会議を、役員として理事及び監事を、事務処理機関として事務局を置く。

## 第3章 会員及び社員

(会員の種別及び社員)

第7条 本会は、次の各号に掲げる会員で構成し、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号、以下「法人法」という。)に規定する社員とし、社員総会

において議決権を持つ。

(1) 正会員

正会員は、次のア又はイに該当し本会関係規則に規定する会費を納入済の者をいい、正会員名簿に登録する。

ア 群馬大学理工学部(前身の学校及び工業短期大学部を含む。)の卒業生又は同大学院理工学府の修了者

イ 群馬大学工学部(前身の学校及び工業短期大学部を含む。)の卒業生又は同大学院工学研究科の修了者

(2) 準会員

ア 学生会員(本会関係規則に規定する会費を納入済で、かつ前号ア及びイに該当しない在学学生をいう。)

イ 前号ア及びイに該当しない教職員(元職を含む。)で、本会関係規則に規定する会費を納入済の者

(3) 賛助会員

第1号ア及びイに該当しない者のうち、本会の目的、事業に賛成する個人又は法人で、本会関係規則に規定する会費を納入済の者

(4) 名誉会員

学長、学部長(工学部長、理工学部長)経験者

2 正会員は、法人法に規定された次の各号に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。

(1) 定款の閲覧等

(2) 社員名簿の閲覧等

(3) 社員総会の議事録の閲覧等

(4) 社員の代理権証明書等の閲覧等

(5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等

(6) 計算書類等の閲覧等

(7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等

(代議員選挙)

第8条 代議員は、正会員による代議員選挙で選ばれた代議員で、本会の社員とする。

2 代議員選挙は、別に定める代議員選挙管理規程に基づき、支部単位で行う。

(代議員の定数)

第9条 代議員の定数は、各支部に1名とし、1,000人以上の正会員を有する支部は、更に1名を追加し、総数は65名以内とする。

(任期)

第10条 代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、代議員が社員総会議決取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。

(兼務)

第11条 代議員は、本会の役員(監事を除く。)及び支部の役員を兼務することができる。

(会費の納入)

第12条 会員は、本会が別に定める会費関係規程に規定する会費を納めるものとする。

(会員名簿)

第13条 本会は、会員の氏名、住所等を記載した会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

(退会)

第14条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に本会に対して通知を行うものとする。

(除名)

第15条 会員が、本会の名誉を毀損、本会の目的に反する行為、会員としての義務違反等の除名すべき正当な理由があるときは、社員総会の議を経て、除名することができる。

2 対象会員には、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明の機会を与えるものとする。

(会員の資格喪失)

第16条 会員は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) その他資格喪失に正当な理由があるとき。

2 会員は資格喪失に伴い、既納の会費、その他本会に対するすべての権利を失うが、未履行の義務は、理事会の決議により免除されない限り、原則として免れない。

## 第4章 役員

(役員の種類)

第17条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、社員総会での議決により選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の中から、理事会での議決により選任する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事長は、法人法上の代表理事とし、会務を統括する。

2 理事は、業務執行理事として理事長を補佐し、理事長がその職務を行う際に支障があるときは、理事会の承認を得て定めた順位に従い理事長の職務を代行する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、必要に応じて委任を受け、その業務を代行するとともに、事務局を統括し業務を処理する。

4 理事は、理事長の委任を受け本会事業の会務を分掌し、その運営・執行に当たる。

(監事の職務及び権限・義務)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、理事又は事務局に対して事業の報告及び法人登記の確認、本会の業務及び財産状況の調査を行うことができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第21条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 理事又は監事が、任期満了前に退任した場合の補欠として選任された場合又は増員により選任された場合の任期は、前任者又は他の在任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでの間は、その職務を行う権利・義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上の出席で、3分の2以上の議決によって解任することができる。

(役員報酬)

第23条 役員は無報酬とする。ただし、常勤役員には報酬を支給でき、役員には職務遂行に係る費用を弁済できる。

(顧問)

第24条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に意見具申を行う。

4 顧問の委嘱期間は2年とし、再任を妨げない。

## 第5章 社員総会

(種類及び構成)

第25条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 社員総会は、本会の最高意思決定機関であり、理事、監事及び代議員をもって構成する。

3 社員総会は、代議員に限り一人1議決権を有する。

(権限)

第26条 定時社員総会は、本定款に規定する本会の運営に関する重要事項を議決するものとする。

2 社員総会の議案は、理事会が整理し提案する。

3 代議員は、10名以上の連名により、社員総会の議案を、社員総会開催の6週間前までに理事に提案することができる。

(開催)

第27条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認め、理事会が開催を議決したとき。

(2) 10名以上の代議員から、会議の目的事項及び招集の理由を記載した書面による開催請求が

あったとき。

(招 集)

第28条 社員総会は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の場合、請求日から6週間以内に臨時社員総会を開催するものとする。
- 3 社員総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、開会の日の2週間前までに、代議員に対し書面又は電磁的方法で通知しなければならない。なお、その後、新たな付議事項が生じたときは、理事長は総会の議事事項に加えることができる。

(議 長)

第29条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(審議及び議決)

第30条 社員総会は、次の各号に掲げる事項について、審議及び報告する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任
- (3) 決算の承認
- (4) 事業報告
- (5) 事業計画案及び予算案の報告
- (6) その他重要事項

- 2 社員総会の議決は、法人法に定めがある場合を除き、代議員総数の議決権の過半数を有する代議員(書面による議決及び代理人を含む。)が出席し、出席した代議員の過半数をもって議決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 3 理事・監事は議決権を行使できない。ただし、代議員兼任の場合はこれを行使できる。  
(書面による議決権の行使又は代理行使)

第31条 代議員は、書面による議決権の行使又は本会の代議員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、代理人に議決権を依頼する場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第32条 社員総会の議事については、事務局が次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時、場所及び会議の目的事項
- (2) 出席代議員数(代理人を含む。)
- (3) 議事の経過概要、審議事項及び議決事項

- 2 議事録は、出席した代表理事(理事長)及び監事が、記名・押印し、10年間、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 理事会等

(種類及び構成)

第33条 本会に理事会を置き、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事と、理事長に要請された顧問は、会議に出席し意見を述べることができる。

4 理事は、一人1議決権を有する。

(権 限)

第34条 理事会は、本定款に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を提案し議決する。

- (1) 社員総会の日時、場所及び総会の目的並びに審議事項
- (2) 社員総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 規程等の制定、改廃等に関する事項
- (4) 事業報告案及び決算案
- (5) 事業計画及び予算
- (6) 執行役員を選任
- (7) その他、重要な事業の執行に関する事項

(開 催)

第35条 通常理事会は、理事長が必要と認めるときに開催することとし、理事長が招集する。

2 臨時理事会は、理事からの書面による開催請求があったときに、理事長が開催する。

(招 集)

第36条 理事会の招集に当たっては、開催日の1週間前までに会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を、理事及び監事に通知するものとする。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決)

第38条 理事会の議決は、出席理事の過半数をもってこれを決する。

2 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思決定をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、事務局が法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事(理事長)及び監事が記名・押印し、10年間、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

(執行役員会議)

第40条 円滑な法人運営と事業執行を図るため、役員(理事・監事)とは別に、執行役員会議を置く。

2 執行役員は、理事会で選任され、専門委員会に所属して活動を行う。

3 理事長は執行役員会議を設置し、必要に応じて会議を招集し、事業計画の策定、懸案事項等の協議を行うことができる。

4 執行役員会議の運営については、別に定める関係規程により行う。

## 第7章 財産及び会計

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財産の構成)

第42条 本会の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付・金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第43条 本会の財産は理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決に基づき別に定める。

(経費の支弁)

第44条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画及び予算は、理事長が作成し、社員総会にて報告しなければならない。

- 2 新年度予算成立の日までは、前年度の予算に準じ、収入及び支出を処理することができる。
- 3 前項に規定する収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告及び収支決算)

第46条 理事長は、毎事業年度終了後に、次の各号に掲げる会計監査関係書類を作成し、監事の監査を受けるものとする。

- (1) 事業報告書
  - (2) 貸借対照表
  - (3) 収支決算書
  - (4) 付属明細書
- 2 前項の監査結果については、関係書類とともに、監査報告書を添付の上で、理事会での審議・議決を経て、定時社員総会において審議・議決を得なければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、監査報告書は、主たる事務所に10年間備え置くものとする。

## 第8章 その他

(事務局)

第47条 本会事務処理のため事務局を置き、理事長が任命した事務長その他の職員を配置する。

- 2 前項の事務分掌、給与、諸経費等は、理事会の議を経て、理事長が決定する。

(帳票類備付け)

第48条 法令で定められた書類・帳票類は、主たる事務所に備え置く。

(法令準拠・委任)

第49条 本定款に定めのない事項は、法人法その他の法令に準拠するか、若しくは必要に応じて、理事長が理事会の議を経て別に定める。

附 則

この定款は、2024年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は、2025年 6月28日から施行する。